ＪＣＳＳ関係法令集

令和８年４月１日施行

独立行政法人製品評価技術基盤機構
適合性評価推進センター認定センター

目　　次

（１）計量法（平成４年法律第 51 号）抄録
　公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律
（平成 15 年 6 月 11 日法律第 67 号）

（２）計量法施行令（平成５年政令第 329 号）抄録
　計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令
（平成 16 年 12 月 22 日政令第 410 号）

（３）計量法関係手数料令（平成５年政令 340 号）抄録
　登録免許税法施行令の一部を改正する政令
（平成 18 年 3 月 31 日政令第 128 号）

（４）計量法施行規則（平成５年 10 月 25 日通商産業省令第 69 号）抄録
- 不動産登記法等の施行に伴う経済産業省関係省令の整理等に関する省令
  （平成 17 年 3 月 4 日経済産業省令第 14 号）
- 計量法施行規則及び基準器検査規則の一部を改正する省令
  （平成 17 年 3 月 15 日経済産業省令第 23 号）
- 計量法施行規則の一部を改正する省令
  （平成 18 年 3 月 31 日経済産業省令第 37 号）
- 計量法施行規則の一部を改正する省令
  （平成 19 年 11 月 16 日経済産業省令第 71 号）
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令
  （平成 20 年 12 月 1 日経済産業省令第 82 号）
- 計量法施行規則の一部を改正する省令
  （平成 29 年 9 月 22 日経済産業省令第 69 号）
- 計量法施行規則の一部を改正する省令
  （平成 30 年 3 月 30 日経済産業省令第 10 号）
- 計量法施行規則の一部を改正する省令
  （平成 30 年 9 月 6 日経済産業省令第 54 号）
- 計量法施行規則の一部を改正する省令
  （令和元年 12 月 20 日経済産業省令第 52 号）
- 押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令
  （令和 2 年 12 月 28 日経済産業省令第 92 号）
- 計量法施行規則の一部を改正する省令
  （令和 3 年 3 月 26 日経済産業省令第 18 号）

- 計量法施行規則の一部を改正する省令
  （令和 8 年 3 月 24 日経済産業省令第 18 号）

（５）計量法施行規則第 90 条の 2 ただし書に基づく校正手法を定める件（平成 17 年 6 月 8 日経済産業省告示第 156 号）

- 計量法施行規則第 90 条の 2 ただし書に基づき、平成 17 年経済産業省告示第 156 号の一部を改正する告示（平成 21 年 4 月 13 日告示第 76 号）
- 計量法施行規則第 90 条の 2 ただし書に基づき、平成 21 年経済産業省告示第 76 号の一部を改正する告示（平成 26 年 6 月 20 日経済産業省告示第 135 号）
- 計量法施行規則第 90 条の 2 ただし書に基づき、平成 21 年経済産業省告示第 76 号の一部を改正する告示（平成 29 年 2 月 6 日経済産業省告示第 18 号）
- 計量法施行規則第 90 条の 2 ただし書に基づき、平成 21 年経済産業省告示第 76 号の一部を改正する告示（平成 29 年 9 月 22 日経済産業省告示第 216 号）
- 計量法施行規則第 90 条の 2 ただし書に基づき、平成 21 年経済産業省告示第 76 号の一部を改正する告示（平成 30 年 9 月 6 日経済産業省告示第 176 号）
- 計量法施行規則第 90 条の 2 ただし書に基づく校正手法を定める公示（令和 3 年 4 月 12 日公示）
- 計量法施行規則第 90 条の 2 ただし書に基づく校正手法を定める公示（令和 6 年 6 月 7 日公示）
- 計量法施行規則第 90 条の 2 ただし書に基づく校正手法を定める公示（令和 8 年 4 月 1 日公示）

（１）計量法（平成４年法律第 51 号）抄録

目　次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　計量単位（第３条－第９条）
第３章　適正な計量の実施
　第１節　正確な計量（第 10 条）
　第２節　商品の販売に係る計量（第 11 条－第 15 条）
　第３節　計量器等の使用（第 16 条－第 18 条）
　第４節　定期検査（第 19 条－第 25 条）
　第５節　指定定期検査機関（第 26 条－第 39 条）
第４章　正確な特定計量器等の供給
　第１節　製造（第 40 条－第 45 条）
　第２節　修理（第 46 条－第 50 条）
　第３節　販売（第 51 条・第 52 条）
　第４節　特別な計量器（第 53 条－第 57 条）
　第５節　特殊容器製造事業（第 58 条－第 69 条）
第５章　検定等
　第１節　検定、変成器付電気計器検査及び装置検査（第 70 条－第 75 条）
　第２節　型式の承認（第 76 条－第 89 条）
　第３節　指定製造事業者（第 90 条－第 101 条）
　第４節　基準器検査（第 102 条－第 105 条）
　第５節　指定検定機関（第 106 条）
第６章　計量証明の事業
　第１節　計量証明の事業（第 107 条－第 115 条）
　第２節　計量証明検査（第 116 条－第 121 条）
第７章　適正な計量管理
　第１節　計量士（第 122 条－第 126 条）
　第２節　適正計量管理事業所（第 127 条－第 133 条）
第８章　計量器の校正等
　第１節　特定標準器による校正等（第 134 条－第 142 条）
　第２節　特定標準器以外の計量器による校正等（第 143 条－第 146 条）
第９章　雑則（第 147 条－第 169 条の２）
第 10 章　罰則（第 170 条－第 180 条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

（定義等）

第２条　この法律において「計量」とは、次に掲げるもの（以下「物象の状態の量」という。）を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。

一　長さ、質量、時間、電流、温度、物質量、光度、角度、立体角、面積、体積、角速度、角加速度、速さ、加速度、周波数、回転速度、波数、密度、力、力のモーメント、圧力、応力、粘度、動粘度、仕事、工率、質量流量、流量、熱量、熱伝導率、比熱容量、エントロピー、電気量、電界の強さ、電圧、起電力、静電容量、磁界の強さ、起磁力、磁束密度、磁束、インダクタンス、電気抵抗、電気のコンダクタンス、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量、皮相電力量、電磁波の減衰量、電磁波の電力密度、放射強度、光束、輝度、照度、音響パワー、音圧レベル、振動加速度レベル、濃度、中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量又は線量当量率

二　繊度、比重その他の政令で定めるもの

2　この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

3　車両若しくは船舶の運行又は火薬、ガスその他の危険物の取扱いに関して人命又は財産に対する危険を防止するためにする計量であって政令で定めるものは、この法律の適用に関しては、証明とみなす。

4　この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

5　この法律において計量器の製造には、経済産業省令で定める改造を含むものとし、計量器の修理には、当該経済産業省令で定める改造以外の改造を含むものとする。

6　この法律において「標準物質」とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であって、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるものをいう。

7　この法律において「計量器の校正」とは、その計量器の表示する物象の状態の量と第 134 条第 1 項の規定による指定に係る計量器又は同項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定することをいう。

8　この法律において「標準物質の値付け」とは、その標準物質に付された物象の状態の量の値を、その物象の状態の量と第 134 条第 1 項の規定による指定に係る器具、機

械又は装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定して、改めることをいう。

第8章　計量器の校正等

第1節　特定標準器による校正等

（特定標準器等の指定）

第134条　経済産業大臣は、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器又はこれを現示する標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置を指定するものとする。

2　経済産業大臣は、前項の規定により計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器を指定する場合において、その指定に係る計量器（以下「特定標準器」という。）を計量器の校正に繰り返し用いることが不適当であると認めるときは、その特定標準器を用いて計量器の校正をされた計量器であって、その特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いることが適当であると認めるものを併せて指定するものとする。

3　経済産業大臣は、特定標準器又は第1項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質（以下「特定標準物質」という。）が計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示するものとして不適当となったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、その指定の取消しに係る特定標準器について前項の規定による指定がされているときは、その指定を併せて取り消すものとする。

4　経済産業大臣は、第2項の規定による指定に係る計量器が特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いるものとして不適当となったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

（特定標準器による校正等）

第135条　特定標準器若しくは前条第2項の規定による指定に係る計量器（以下「特定標準器等」という。）又は特定標準物質を用いて行う計量器の校正又は標準物質の値付け（以下「特定標準器による校正等」という。）は、経済産業大臣、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定校正機関」という。）が行う。

2　経済産業大臣は、前項の規定により経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関が特定標準器による校正等を行うときは、次の事項を公示するものとする。

一　特定標準器による校正等を行う者

二　特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質

三　特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質

3　経済産業大臣は、前項の規定による公示に係る特定標準器による校正等をすることができなくなったときは、その旨を公示するものとする。

（証明書の交付等）

第136条　経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付するものとする。
2　何人も、前項に規定する場合を除くほか、計量器の校正又は標準物質の値付け（以下「計量器の校正等」という。）に係る証明書に同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。
3　前項に規定するもののほか、指定校正機関及び第143条第1項の登録を受けた者は、計量器の校正等に係る証明書以外のものに第1項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

（特定標準器による校正等の義務）
第137条　経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定標準器による校正等を行わなければならない。

（指定の申請）
第138条　第135条第1項の指定は、経済産業省令で定めるところにより特定標準器による校正等を行おうとする者の申請により、その業務の範囲を限って行う。

（欠格条項）
第139条　次の各号の一に該当する者は、第135条第1項の指定を受けることができない。
一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
二　第141条の規定により第135条第1項の指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（第134条第3項又は第4項の規定により同条第1項又は第二項の規定による指定が取り消されたことに伴い、第141条第3号に該当するものとして第135条第1項の指定を取り消された者を除く。）
三　その業務を行う役員のうちに、第1号に該当する者がある者

（指定の基準）
第140条　経済産業大臣は、第135条第1項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
一　特定標準器等を用いて計量器の校正を行うもの又は第134条第1項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて特定標準物質を製造し、これを用いて計量器の校正若しくは標準物質の値付けを行うものであること。
二　特定標準器による校正等の業務を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力及び経理的基礎を有するものであること。
三　法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員

の構成が特定標準器による校正等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　前号に定めるもののほか、特定標準器による校正等が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

（指定の取消し等）

第 141 条　経済産業大臣は、指定校正機関が次の各号の 1 に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて特定標準器による校正等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　この節の規定に違反したとき。

二　第 139 条第 1 号又は第 3 号に該当するに至ったとき。

三　前条第 1 号に適合しなくなったとき。

四　次条において準用する第 30 条第 1 項の認可を受けた業務規程によらないで特定標準器による校正等の業務を行ったとき。

五　次条において準用する第 30 条第 3 項又は第 37 条の規定による命令に違反したとき。

六　不正の手段により第 135 条第 1 項の指定を受けたとき。

（準用）

第 142 条　第 28 条の 2、第 30 条から第 32 条まで、第 36 条、第 37 条及び第 106 条第 2 項の規定は、指定校正機関及び特定標準器による校正等に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「経済産業大臣」と、第 28 条の 2 中「第 20 条第 1 項とあるのは「第 135 条第 1 項」と、第 37 条中「第 28 条第 1 号から第 5 号まで」とあるのは「第 140 条第 2 号から第 4 号まで」と読み替えるものとする。

準用規定

（指定の更新）

準用第 28 条の 2　第 20 条第 1 項の指定は、３年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前３条の規定は、前項の指定の更新に準用する。

（業務規程）

準用第 30 条　指定定期検査機関は、検査業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3　都道府県知事又は特定市町村の長は、第 1 項の認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずる

ことができる。

（帳簿の記載）
準用第 31 条　指定定期検査機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、定期検査に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（業務の休廃止）
準用第 32 条　指定定期検査機関は、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならない。

（役員及び職員の地位）
準用第 36 条　検査業務に従事する指定定期検査機関の役員又は職員は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）
準用第 37 条　都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が第 28 条第 1 号から第 5 号までに適合しなくなったと認めるときは、その指定定期検査機関に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定検定機関）
準用第 106 条
2　指定検定機関は、検定を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

第二節　特定標準器以外の計量器による校正等

（登録）
第 143 条　計量器の校正等の事業を行う者は、校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量ごとに、経済産業大臣に申請して、登録を受けることができる。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。
2　経済産業大臣は、前項の登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
一　特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。
二　国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた校正を行う機関に関する基

準に適合するものであること。

3　第 1 項の登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　登録を受けた者が計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地

四　登録を受けた者が行うのが計量器の校正か、又は標準物質の値付けかの別

五　登録を受けた者が校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量

（証明書の交付）

第 144 条　前条第 1 項の登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、同条第 2 号第一号の特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。

2　登録事業者が自ら販売し、又は貸し渡す計量器又は標準物質について計量器の校正等を行う者である場合にあっては、その登録事業者は、前項の証明書を付して計量器又は標準物質を販売し、又は貸し渡すことができる。

3　何人も、前 2 項に規定する場合を除くほか、計量器の校正等に係る証明書に第 1 項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

4　前項に規定するもののほか、登録事業者は、計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第 1 項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

（登録の更新）

第 144 条の 2　第 143 条第 1 項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　第 143 条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

（登録の取消し）

第 145 条　経済産業大臣は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一　第 143 条第 2 項各号のいずれかに適合しなくなったとき。

二　不正の手段により第 143 条第 1 項の登録を受けたとき。

（準用）

第 146 条　第 41 条、第 65 条及び第 66 条の規定は、登録事業者に準用する。

準用規定

（承継）

準用第 41 条　前条第 1 項の規定による届出をした者（以下「届出製造事業者」という。）がその届出に係る事業の全部を譲渡し、又は届出製造事業者について相続、合併若しくは分割（その届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その届出製造事業者の地位を承継する。

（廃止の届出）

準用第 65 条　指定製造者は、その指定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（指定の失効）

準用第 66 条　指定製造者がその指定に係る事業を廃止したときは、その指定は効力を失う。

第９章　雑則

（報告の徴収）

第 147 条　経済産業大臣……は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、……、登録事業者……に対し、その業務に関し報告させることができる。

2　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、……指定校正機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させることができる。

（立入検査）

第 148 条　経済産業大臣……は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、……登録事業者……の事業所……に立ち入り、計量器、……、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、……指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4　前 3 項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5　第 1 項から第 3 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（審議会への諮問）

第 157 条　経済産業大臣は、次の場合には、審議会に諮問しなければならない。

二　第 134 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による指定をし、又は同条第 3 項若しくは　　第 4 項の規定によりこれらの指定を取り消そうとするとき。

三　第 135 条第 1 項の規定により特定標準器による校正等を行い、若しくは日本電気計器検定所若しくは指定校正機関に行わせ、又はこれらを取りやめようとするとき。

（手数料）

第 158 条　次に掲げる者（経済産業大臣、研究所、機構又は日本電気計器検定所に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

十七　第 143 条第 1 項の登録を受けようとする者

十八　第 144 条の 2 第 1 項の登録の更新を受けようとする者

2　特定標準器による校正等を受けようとする者は、研究所、機構、日本電気計器検定所又は指定校正機関が実費を超えない範囲内において経済産業大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。

3　前 2 項の手数料は、研究所が行う検定、……特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては研究所の、機構が行う第 143 条第 1 項の登録、第 144 条の 2 第 1 項の登録の更新又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては機構の、日本電気計器検定所が行う検定……特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては日本電気計器検定所の、指定校正機関が行う特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては当該指定校正機関の、その他の者の納付するものについては国庫の収入とする。

（公示）

第 159 条　　経済産業大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

四　第 66 条（第 69 条第 1 項、第 100 条、第 101 条第 3 項、第 121 条の 6 及び 146 条において準用する場合を含む。）の規定により指定、認定若しくは登録が効力を失ったことを確認したとき、又は第 67 条（第 69 条第 1 項において準用する場合を含む。）若しくは第 69 条第 2 項の規定により指定を取り消したとき。

八　第 106 条第 2 項（第 142 条において準用する場合を含む。）の規定による届出があったとき。

十六　第 134 条第 1 項又は第 2 項の規定による指定をしたとき。

十七　第 134 条第 3 項又は第 4 項の規定により指定を取り消したとき。

十八　第 135 条第 1 項の指定をしたとき。

十九　第 141 条の規定により指定を取り消し、又は特定標準器による校正等の業務の停止を命じたとき。

二十　第 142 条において準用する第 32 条の届出があったとき。

二十一　第 143 条第 1 項の登録をしたとき。

二十二　第 145 条の規定により登録を取り消したとき。

（機構が処理する事務）

第 168 条の 5　経済産業大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一　第 121 条の 2 の規定による認定に関する事務

二　第 121 条の 4 第一項の規定による認定の更新に関する事務

三　第 135 条から第 137 条までの規定による特定標準器による校正等に関する事務（指定校正機関の指定に係るものを除く。）

四　第八章第二節の規定による特定標準器以外の計量器による校正等に関する事務

五　第 147 条第一項の規定による報告の徴収に関する事務（登録事業者に係るものに限る。）

六　第 148 条第一項の規定による立入検査に関する事務（登録事業者に係るものに限る。）

七　第 159 条第一項の規定による公示に関する事務（同項第四号（第 146 条において準用する第 66 条の規定により認定が効力を失ったことの確認に係る部分に限る。）、第 12 号、第 21 号及び第 22 号に係るものに限る。）

（機構の行う立入検査）

第 168 条の 6　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第 148 条第 1 項又は第 2 項の規定による立入検査を行わせることができる。

二　第 168 条の 3 第 2 項から第四項までの規定は、機構の行う立入検査に準用する。

（機構に対する命令）

第 168 条の 7　経済産業大臣は、第 168 条の 5（第 145 条、第 147 条第一項及び第 148 条第 1 項に係る部分に限る。）及び前条第 1 項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

第１０章　罰則

（略）

附則（平成 15 年 6 月 11 日法律第 76 号抄）

（施行期日）

第 1 条　この法律は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第 13 条の規定　公布の日

三　第 1 条、次条及び附則第 14 条の規定　平成 16 年 3 月 31 日までの間において政令で定める日

（計量法の一部改正に伴う経過措置）
第 2 条　第 1 条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の計量法（以下「旧　計量法」という。）第 143 条の認定を受けている者は、第 1 条の規定の施行の日から起算して二年を経過する日又は当該認定を受けた日から起算して同条の規定による改正後の計量法（以下「新計量法」という。）第 144 条の 2 第 1 項の政令で定める期間を経過する日のいずれか遅い日までの間は、新計量法第 143 条第 1 項の登録を受けたものとみなす。

（処分等の効力）
第 11 条　この法律（附則第 1 条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行　前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）
第 12 条　この法律（附則第 1 条各号に掲げる規定については、当該規定。以下こ の条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第 13 条　附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必　要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正）
第 14 条　独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成 11 年法律第 204 号）の一部を次のように改正する。
第 11 条第 2 項第 7 号中「認定事業者」を「登録事業者」に改める。

制　　定：平成　４年　５月２０日
改　　正：平成１３年　６月２０日（平成１４年１月１日施行）
最終改正：平成１５年　６月１１日（平成１７年７月１日施行）

（２）計量法施行令（平成5年政令第329号）抄録

目次　第1章　総則（第1条～第3条）
　　第2章　適正な計量の実施（第4条～第11条の2）
　　第3章　正確な特定計量器等の供給（第12条～第16条）
　　第4章　検定等（第17条～第26条）
　　第5章　計量証明の事業（第26条の2～第29条の3）
　　第6章　計量士（第30条～第38条）
　　第7章　特定標準器以外の計量器による校正等（第38条の2）
　　第8章　雑則（第39条～第45条）
附則

第1章 総則

（標準物質に係る物象の状態の量）
第3条　法第2条第6項の政令で定める物象の状態の量は、熱量及び濃度とする。

（使用の制限の特例に係る特定計量器）
第5条　法第16条第1項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

十 法第135条第1項の特定標準器による校正等をされたもの又はこれに連鎖し　て段階的に計量器の校正をされたものであって、法第143条第1項の登録を受けた者が法第136条第2項の計量器の校正等（以下単に「計量器の校正等」という。）の事業に用いるもの

第7章　特定標準器以外の計量器による校正等
（校正等の事業を行う者の登録の有効期間）
第38条の2　法第144条の2第1項の政令で定める期間は、４年とする。

第8章　雑則

（報告の徴収）
第39条　法第147条第1項の規定により経済産業大臣……が報告させることができる事項は、別表第六の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第六（第 39 条関係）

報告対象者	報告の内容
十二　法第 144 条第 1 項の登録事業者	イ 計量器の校正等に用いる計量器又標準物質の状況 ロ　計量器の校正等の業務の状況

附則（平成 16 年 12 月 22 日政令第 410 号抄）

（施行期日）

1　この政令は、平成１７年７月１日から施行する。

制　定 ：平成　５年１０月　６日
最終改正：平成１６年１２月２２日（平成１７年７月１日施行）

（３）計量法関係手数料令（平成 5 年政令第 340 号）抄録

（指定、登録等に係る手数料の額）

第 1 条　計量法（以下「法」という。）第 158 条第 1 項第 7 号に掲げる者（法第 89 条第 1 項の外国製造事業者（以下単に「外国製造事業者」という。）を除く。）又は法第 158 条第 1 項第 8 号若しくは第 12 号から第 17 号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第 1 のとおりとする。

別表第 1　（第 1 条関係）

納付しなければならない者	金　　額
八　法第 143 条第 1 項の登録を受けようとする者（次号及び第 12 号に掲げる者を除く。）	一件につき 81,500 円に当該登録に係る計量器等の区分（計量器又は標準物質（法第 2 条第 6 項の標準物質をいう。）についての区分であって経済産業省令で定めるものをいう。以下この表において同じ。）の数を乗じて得た額及び 183,500 円の合計額
九　現に法第 143 条第 1 項の登録を受けている者であって当該登録に係る事業所について当該登録に係る計量器等の区分以外の計量器等の区分に係る登録を受けようとするもの	一件につき 81,500 円に新たに登録を受けようとする計量器等の区分の数を乗じて得た額
十　法第 144 条の 2 第 1 項の登録の更新を受けようとする者（次号及び第 13 号に掲げる者を除く。）	一件につき 74,100 円に当該登録の更新に係る計量器等の区分の数を乗じて得た額及び 129,600 円の合計額
十一　法第 144 条の 2 第 1 項の登録の更新を受けようとする者であって当該登録の更新に係る事業所について当該登録の更新に係る計量器等の区分以外の計量器等の区分に係る登録の更新（当該登録の更新を申請した日前同項の政令で定める期間以内に行ったものに限る。）の手数料として前号下欄に定める額を納めているもの	一件につき 74,100 円に当該登録の更新に係る計量器等の区分の数を乗じて得た額

十二　法第 143 条第 1 項の登録を受けようとする者であって同項の登録の申請に際し当該申請に係る事業所が法令に基づく登録又は認定（国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた校正を行う機関に関する基準又はこれに類するものを登録又は認定の基準とするものとして経済産業省令で定めるものに限る。）を受けていることを証する書類として経済産業省令で定める書類を添付しているもの	一件につき 第 8 号下欄に定める額を超えない範囲内で実費を勘案して経済産業省令で定める額
十三　法第 144 条の 2 第 1 項の登録の更新を受けようとする者であって同項の登録の更新の申請に際し当該申請に係る事業所が法令に基づく登録又は認定（国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた校正を行う機関に関する基準又はこれに類するものを登録又は認定の基準とするものとして経済産業省令で定めるものに限る。）を受けていることを証する書類として経済産業省令で定める書類を添付しているもの	一件につき 第 10 号下欄に定める額を超えない範囲内で実費を勘案して経済産業省令で定める額

附則（平成 18 年 3 月 31 日政令第 128 号）

（施行期日）

第 1 条　この政令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条の 4 の見出しの改正規定は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行の日から施行する。

（計量法関係手数料令の一部改正に伴う経過措置）

第 12 条　公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 76 号）附則第 2 条の規定により同法第 1 条の規定による改正後の計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 143 条第 1 項の登録を受けているものとみなされた者が、同項の規定による登録を受けようとする場合の手数料の額については、第 2 条の規定による改正後の計量法関係手数料令別表第 1 第 8 号下欄中「81,500 円」とあるのは「74,100 円」と、「183,500 円」とあるのは「134,100 円」とする。

制　定：平成　５年１０月２０日

最終改正：平成１８年３月３１日（平成１８年４月１日施行）

（４）計量法施行規則（平成５年通商産業省令第 69 号）抄録

目　次

第１章　通則（第１条－第３条）
第２章　正確な特定計量器等の供給
第１節　製造（第４条－第９条）
第２節　修理
第１款　検定証印等の除去（第 10 条－第 12 条）
第２款　修理の事業（第 13 条）
第３款　有効期間のある特定計量器に係る修理（第 14 条・第 15 条）
第３節　販売（第 16 条－第 19 条）
第３章　特別な計量器（第 20 条－第 24 条）
第４章　特殊容器製造事業（第 25 条－第 37 条）
第５章　計量証明の事業（第 38 条－第 49 条）
第６章　計量士
第１節　登録（第 50 条－第 62 条）
第２節　計量士国家試験（第 63 条－第 71 条）
第７章　適正計量管理事業所（第 72 条－第 81 条）
第８章　計量器の校正等
第１節　特定標準器による校正等（第 82 条－第 89 条）
第２節　特定標準器以外の計量器による校正等（第 90 条－第 95 条の２）
第９章　雑則
第１節　報告（第 96 条－第 103 条）
第２節　立入検査（第 104 条）
第３節　計量行政審議会（第 105 条－第 113 条）
第４節　公示（第 114 条）
第５節　計量調査官（第 115 条）
第６節　計量教習（第 116 条－第 134 条）
第７節　適用除外（第 135 条）
第８節　電磁的記録媒体による提出（第 136 条）
附則

第8章　計量器の校正等

第1節　特定標準器による校正等

（証明書）

第82条　法第136条第1項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第136条第1項の証明書（以下この節において「証明書」という。）である旨の表記

二　証明書の発行番号及び発行年月日

三　証明書を発行した者の名称

四　特定標準器による校正等の依頼をした者の氏名又は名称及び住所

五　特定標準器による校正等を行った計量器又は標準物質の名称、製造者名及び器物番号又は容器番号

六　特定標準器による校正等により得られた値

七　特定標準器による校正等の方法及び実施条件

八　特定標準器による校正等の実施年月日

2　法第136条第1項の経済産業省令で定める標章は、次のとおりとする。

第82条2項の標章　（略）

（指定の申請）

第83条　法第138条の規定により指定を受けようとする者は、様式第74による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表

三　申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画及び収支予算書（特定標準器による校正等の業務（以下「校正業務」という。）に係る事項と他の業務に係る事項を区分したもの）

四　次の事項を記載した書面

イ　校正業務に類似する業務の実績

ロ　校正業務に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ハ　校正業務を行う施設の概要

ニ　校正業務を行う組織に関する事項

ホ　役員又は事業主の氏名及び履歴、次条に規定する構成員（以下この号において単に「構成員」という。）のうち主たる者の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合

ヘ　校正業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要

五　申請者が法第百三十九条各号の規定に該当しないことを説明した書面

六　申請者が第八十三条の三各号の規定に適合することを説明した書類

（変更の届出）

第 84 条　指定校正機関は、指定校正機関又は特定標準器による校正等を行う事業所の名称又は第 83 条第四号ロからへまでの記載事項を変更したときは、遅滞なく、様式第 75 による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（業務規程）

第 85 条　指定校正機関は、法第 142 条において準用する法第 30 条第 1 項の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第 76 による申請書に業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第 142 条において準用する法第 30 条第 2 項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　校正業務の範囲に関する事項

二　校正業務を行う時間及び休日に関する事項

三　校正業務を行う場所に関する事項

四　手数料の収納の方法に関する事項

五　証明書の発行に関する事項

六　特定標準器による校正等の実施記録及び証明書の記載内容及び保存に関する事項

七　校正業務に従事する者の教育及び訓練に関する事項

八　校正業務に従事する者の配置に関する事項

九　特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質の管理及び精度維持に関する事項その他校正業務を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有していることを定期的に確認する方法に関する事項

十　前各号に掲げるもののほか校正業務に関し必要な事項

3　指定校正機関は、法第 142 条において準用する法第 30 条第 1 項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第 77 による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（帳簿の記載）

第 86 条　法第 142 条において準用する法第 31 条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　特定標準器による校正等の依頼をした者の氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定標準器による校正等の依頼を受けた年月日及び受付番号

三　特定標準器による校正等の依頼内容

四　特定標準器による校正等の依頼に係る計量器又は標準物質の名称、製造者名及び器物番号又は容器番号

五　特定標準器による校正等を行った年月日

六　特定標準器による校正等を行った者の氏名
七　証明書の発行番号及び発行年月日
2　指定校正機関は、特定標準器による校正等を行った後、遅滞なく、前項に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。
3　法第 142 条において準用する法第 31 条の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、帳簿の最終の記載の日から起算して、五年とする。

（業務の休廃止）
第 87 条　指定校正機関は、法第 142 条において準用する法第 32 条の規定により校正業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の届出をするときは、全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする日の三月前までに、様式第 78 による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（事業所の変更の届出）
第 88 条　指定校正機関は、法第 142 条において準用する法第 106 条第 2 項の規定により校正業務を行う事業所の所在地の変更の届出をしようとするときは、様式第 79 による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（手数料の認可等）
第 89 条　研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、「機構」という。）、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、法第 158 条第 2 項の規定による手数料の認可を受けようとするときは、様式第 80 による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

第 2 節　特定標準器以外の計量器による校正等
（登録に係る区分）
第 90 条　法第 143 条第 1 項の登録に係る物象の状態の量は法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げるものとし、次のとおり区分する。なお、区分の名称については、機構が別に定める。
一　長さ
二　質量
三　時間、周波数及び回転速度
四　温度
五　光度、放射強度、光束、輝度及び照度
六　角度
七　体積
八　角速度
九　速さ
十　速さ、質量流量及び流量
十一　加速度及び振動加速度レベル

十二　電流、電圧、静電容量、インダクタンス、電気抵抗、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量及び皮相電力量であって、直流又は周波数が主として一メガヘルツ以下のもの

十三　電圧、インピーダンス、電力及び電磁波の減衰量であって、周波数が主として一メガヘルツより高いもの並びに電界の強さ、磁界の強さ及び電磁波の電力密度

十四　密度、濃度、比重及び屈折度

十五　力

十六　力のモーメント

十七　圧力

十八　粘度及び動粘度

十九　熱量

二十　熱伝導率及び比熱容量

二十一　音響パワー及び音圧レベル

二十二　濃度

二十三　中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量、線量当量率、粒子フルエンス、粒子フルエンス率、エネルギーフルエンス、エネルギーフルエンス率、放射能面密度及び放射能濃度

二十四　硬さ

二十五　衝撃値

二十六　湿度

2　この節において「校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量」とは、計量器等の種類、校正範囲及び校正測定能力並びに次条に定める校正手法の区分の組み合わせをいう。なお、計量器等の種類については機構が別に定めるものとし、校正範囲及び校正測定能力とは次に掲げるものをいう。

一　校正範囲　標準となる計量器又は標準物質によって計量器の校正等が行われる範囲

二　校正測定能力　国際度量衡委員会が定めたものであって、ある測定量の一つの単位又は一つ以上の値を実現する計量器の校正等を実施する場合、又は該当する量の測定のために使用される計量器の校正等を実施する場合において登録等の範囲の内で達成できる測定の最小不確かさ

（計量器等の区分）

第90条の2　計量法関係手数料令別表第1第8号下欄の経済産業省令で定める計量器等の区分（以下「計量器等の区分」という。）は、計量器等の種類ごとに、校正範囲及び校正測定能力を組み合わせたものとする。ただし、重要な部分において異ならない校正手法として経済産業大臣が公示で定める区分に属する二以上の計量器等の区分は、一区分として扱うものとする。

（登録の申請）

第 91 条　法第 143 条第 1 項の規定により登録を受けようとする者は、計量器の校正等の事業を行う事業所について様式第 81 による申請書に次の書類を添えて、機構に提出しなければならない。

一　一般社団法人若しくは一般財団法人にあっては、定款及び登記事項証明書並びに申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画

二　前号以外の者にあっては、事業概況書及び登記事項証明書又はこれに類するもの

三　申請に係る計量器又は標準物質に係る法第 136 条第 1 項又は法第 144 条第 1 項の証明書の写し

四　登録を受けようとする第 90 条第 1 項の区分において参加した技能試験の結果を示す書類その他の校正測定能力の決定に係る書類

五　計量器の校正等の実施の方法を定めた書類

六　次の事項を記載した書面

イ　計量器の校正等の事業（以下「校正事業」という。）に類似する事業の実績

ロ　校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ハ　校正事業を行う施設の概要

ニ　校正事業を行う組織に関する事項

ホ　校正事業に従事する者の氏名及び当該者が校正事業に類似する事業に従事した経験を有する場合はその実績

（登録証の交付）

第 91 条の 2　機構は、法第 143 条第 1 項の登録をしたときは、当該登録をした計量器の校正等の事業を行う事業所に係る登録事業者に、次に掲げる事項を記載した登録証を交付するものとする。

一　登録年月日、登録番号及び有効期限

二　登録を受けた者の氏名又は名称

三　登録を受けた者が計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地並びに事業所が恒久的施設かそれ以外のものかの別

四　登録を受けた者が校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量

2　前項の規定は、法第 144 条の 2 第 1 項の登録の更新に準用する。

（登録の更新の申請）

第 91 条の 3　登録事業者は、法第 144 条の 2 第 1 項の登録の更新を受けようとするときは、現に受けている登録の有効期間が満了する日の五月前までに、様式第 81 の 2 による申請書に第 91 条各号に掲げる書類を添えて、機構に提出しなければ ならない。ただし、既に機構に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略する

ことができる。

（登録又は認定の基準が類似する場合の登録申請等）

第91条の4　計量法関係手数料令別表第1第12号上欄及び第13号上欄の経済産業省令で定める登録又は認定は、次に掲げるものとする。

一　工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条第1項及び第2項、第20条第1項並びに第23条第1項から第3項までの登録

二　工業標準化法第57条第1項の登録

三　ガス事業法（昭和29年法律第51号）第146条第1項の登録

四　薬事法（昭和35年法律第145号）第23条の2第1項の登録

五　電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第9条第1項の登録

六　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第47条第1項の登録

七　消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第12条第1項の登録

八　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号。以下「相互承認実施法」という。）第3条第1項の認定

第91条の5　計量法関係手数料令別表第一第12号上欄及び第13号上欄の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるもののいずれかとする。

一　現に前条第1号の登録を受けた法第143条第1項の申請に係る事業所について同項の申請をした日前法第144条の2第1項の政令で定める期間（以下この条において「特定期間」という。）以内に行われた前条第1号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化（同条各号若しくは法第143条第1項の登録若しくは認定又はその更新を受けていることを確認することにより、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。第3号及び第5号から第7号までにおいて同じ。）が行われていないことを証する書類

二　現に前条第2号の登録を受けた法第143条第1項の申請に係る事業所について特定期間以内に行われた前条第2号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化（同条各号若しくは法第143条第1項の登録若しくは認定又はその更新を受けていることを確認することにより、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。）が行われていないことを証する書類

三　現に前条第3号の登録を受けた法第143条第一項の申請に係る事業所について特定期間以内に行われた前条第3号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化が行われていないことを証する書類

四　現に前条第4号の登録を受けた法第143条第1項の申請に係る事業所について特定期間以内に行われた前条第4号の登録及びその更新に当たり審査の

事務の合理化（同条各号若しくは法第 143 条第 1 項の登録若しくは認定又はその更新を受けていることを確認することにより、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。）が行われていないことを証する書類

五　現に前条第 5 号の登録を受けた法第 143 条第 1 項の申請に係る事業所について特定期間以内に行われた前条第 5 号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化が行われていないことを証する書類

六　現に前条第 6 号の登録を受けた法第 143 条第 1 項の申請に係る事業所について特定期間以内に行われた前条第 6 号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化が行われていないことを証する書類

七　現に前条第 7 号の登録を受けた法第 143 条第 1 項の申請に係る事業所について特定期間以内に行われた前条第 7 号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化が行われていないことを証する書類

八　現に前条第 8 号の認定を受けた法第 143 条第 1 項の申請に係る事業所について特定期間以内に行われた前条第 8 号の認定及びその更新に当たり審査の事務の合理化（同条各号若しくは法第 143 条第 1 項の登録若しくは認定又はその更新を受けていることを確認することにより、相互承認実施法第 5 条第 1 項に規定する認定の基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。）が行われていないことを証する書類（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成 13 年政令第 355 号。以下「相互承認実施法施行令」という。）第 2 条第 3 号又は第 6 号に係る国外適合性評価事業に係る相互承認実施法第 3 条第 1 項の認定に係る書類にあっては、相互承認実施法第 5 条第 1 項に規定する認定の基準のうち適用した基準が記載されているものに限る。）

第 91 条の 6　計量法関係手数料令別表第一第 12 号下欄及び第 13 号下欄の経済産業省令で定める額は、申請に際し前条第 2 号又は第 8 号の書類が添付されている場合（同条第 8 号の場合にあっては相互承認実施法施行令第 2 条第 3 号又は第 6 号に係る国外適合性評価事業に係る認定の基準が日本工業規格 Q17025 であることを証するもの並びに同条第 5 号及び第 8 号に係る国外適合性評価事業に係るものである場合に限る。）にあっては、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法第 143 条第 1 項の登録を受けようとする場合　81,500 円に計量器等の区分の数を乗じた額及び 153,500 円の合計額

二　法第 144 条の 2 第 1 項の登録の更新を受けようとする場合　74,100 円に計量 器等の区分の数を乗じた額及び 122,100 円の合計額

2　計量法関係手数料令別表第一第 12 号下欄及び第 13 号下欄の経済産業省令で定める額は、申請に際し前条の書類が添付されている場合（前項に掲げる書類が添付されている場合を除く。）にあっては、次の各号に掲げる場合に応じ、

それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法第143条第1項の登録を受けようとする場合　81,500円に計量器等の区分の数を乗じた額及び163,000円の合計額

二　法第144条の2第1項の登録の更新を受けようとする場合　74,100円に計量器等の区分の数を乗じた額及び124,100円の合計額

（変更の届出）

第92条　登録事業者は、次に掲げる記載事項を変更したときは、遅滞なく、様式第82による届出書を機構に提出しなければならない。

一　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（次項の適用を受ける場合を除く。）

二　計量器の校正等の事業を行う事業所の名称

三　計量器等の種類（種類を削除したときに限る。）

四　校正範囲（校正範囲を縮小したときに限る。）

五　校正測定能力を示す不確かさ（不確かさを大きくしたとき（次号に掲げる場合を除く。）に限る。）

六　第91条第3号に掲げる証明書に記載された校正の不確かさが変更になったことによる校正測定能力を示す不確かさ

七　第91条第5号及び第六号ロからホまでの記載事項

2　第7条中第2項の規定は、登録事業者に準用する。この場合において、同項中「法第41条」とあるのは「法第146条において準用する法第41条」と、「届出製造事業者」とあるのは「登録事業者」と、「法第42条第2項の事実」とあるのは「その事実」と、「様式第4」とあるのは「様式第82の2」と、「様式第6の2」とあるのは「様式第82の3」と読み替えるものとする。

3　前2項の規定に基づく届出書の提出を行う場合において、第91条の2に規定する記載事項に変更がある場合は、同条の登録証を返納しなければならない。

4　前項の場合において、機構は、新たな登録証を作成し、当該届出をした者に対し、交付するものとする。

（校正等の期間）

第93条　登録事業者が計量器の校正等に用いる特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質の校正等（以下この条において「校正等」という。）の期間は、校正等を行った日の翌月の一日から一年とする。ただし、機構が定めるものにあっては、それぞれ別に定める期間とする。

（証明書）

第94条　法第144条第1項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、登録事業者が自ら販売し、又は貸し渡す計量器又は標準物質について計量器の校正等を行う場合は、第4号に掲げる事項の記載は省略することができる。

一　法第 144 条第 1 項の証明書（以下この節において「証明書」という。）である旨の表記
二　証明書の発行番号及び発行年月日
三　証明書を発行した者の氏名又は名称及び住所並びに証明書の発行業務を執行する役員又は職員の役職名、氏名及び押印又は署名
四　計量器の校正等の依頼をした者の氏名又は名称及び住所
五　計量器の校正等を行った計量器又は標準物質の名称、製造者名及び器物番号又は容器番号
六　計量器の校正等により得られた値及びその値に付随する情報
七　計量器の校正等の方法及び実施条件並びにこれらに付随する情報
八　計量器の校正等の実施年月日

2　法第 144 条第 1 項の経済産業省令で定める標章は、次のとおりとする。



（廃止の届出）

第 95 条　登録事業者は、法第 146 条において準用する法第 65 条の規定により登録に係る事業の廃止の届出をしようとするときは、様式第 83 による届出書を機構に提出するとともに、その所持する登録証を返納しなければならない。

（登録証の返納）

第 95 条の 2　登録事業者は、法第 144 条の 2 第 1 項の規定によりその効力を失ったとき又は法第 145 条の規定により登録が取り消されたときは、遅滞なく、その登録証を返納しなければならない。

第 9 章　雑則

第 1 節　報告

（報告）

第 96 条　次の表の報告義務者の欄に掲げる者は、同表の区分により、報告書を四月に始まる毎年度につき作成し、提出しなければならない。

報告義務者	提出すべき報告書	提出先	提出期限
八　登録事業者	様式第 92 による報告書	機構	当該年度終了後 60 日を経過する日まで

第2節　立入検査

（身分を示す証明書）

第104条　法第148条第4項の身分を示す証明書は、様式第93によるものとする。

三　法第168条の5第4号の規定により法第148条第1項の規定による立入検査に関する事務を行う機構の身分を示す証明書は、様式第93の3によるものとする。

第4節　公示

（公示の方法）

第114条　法第159条第1項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行う。

（電磁的記録媒体による提出）

第136条

3　次の各号に掲げる書類の機構への提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体及び様式第99の2の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

六　第91条の様式第81による申請書、同条第1号に掲げる定款及び事業計画、同条第2号に掲げる事業概況書並びに同条第3号から第6号までに掲げる添付書類

七　第91条の3の様式第81の2による申請書、第91条第1号に掲げる定款及び事業計画、同条第2号に掲げる事業概況書並びに同条第3号から第6号までに掲げる添付書類

八　第92条第1項の様式第82による届出書

九　第92条第2項において準用する第7条第2項の様式第82の2による書面、様式第5による書面、様式第6による書面及び様式第82の3による書面

十　第95条の様式第83による届出書

十一　第96条の表第6号の2に掲げる様式第90の2による報告書

十二　第96条の表第8号に掲げる様式第92による報告書

4　前項の電磁的記録媒体は、機構が別に定めるものでなければならない。

附則（平成18年3月31日経済産業省令第37号）

（施行期日）

1　この省令は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第76号。以下「整備に関する法律」という。）附則第2条の規定により新計量法（以下「法」という。）第143条第1項の登録を受けて

いるものとみなされた者が行う同項の申請については、その申請に係る処分があるまでの間は、当該申請に係る同項の登録を受けているものとみなす。

様式第 74（第 83 条関係）

指定申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

計量法第 135 条 1 項の指定を受けたいので、同法第 138 条の規定により、次のとおり申請します。

1　指定を受けようとする特定標準器による校正等の業務の範囲

2　特定標準器による校正等を行う事業所の名称及び所在地

備考　用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第 75（第 84 条関係）

指定申請書記載事項変更届

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

下記のとおり変更があったので、計量法施行規則第 84 条の規定により、届け出ます。

1　変更のあった事項

2　変更の事由

備考
　用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第 76（第 85 条関係）

業務規程認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

業務規程の認可を受けたいので、計量法第 142 条において準用する第 30 条第 1 項の規定により、別添のとおり申請します。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第 77（第 85 条関係）

業務規程変更認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

業務規程の変更の認可を受けたいので、計量法第 142 条において準用する第 30 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1　変更の内容

2　変更の事由

備考
　用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第 78（第 87 条関係）

業務休止（廃止）届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

校正の業務の一部（全部）の休止（廃止）をしたので、計量法第 142 条において準用する第 32 条の規定により、届け出ます。

1　休止（廃止）した校正の業務の範囲

2　休止（廃止）の年月日

3　休止の期間

4　休止（廃止）の事由

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第 79（第 88 条関係）

指定校正機関の事業所の所在地の変更届

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

事業所の所在地を変更したいので、計量法第 142 条において準用する第 106 条第 2 項の規定により、届け出ます。

1　所在地を変更しようとする事業所の名称及び所在地

2　所在地の変更の理由

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第 80（第 89 条関係）

手数料認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

手数料の認可を受けたいので、計量法第 158 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

1　特定標準器による校正等の種類ごとの手数料の額

2　算定根拠

備考
　用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第 81（第 91 条関係）

登録申請書

年　月　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構　殿

住所
氏名又は名称及び法人に
あっては代表者の氏名

計量法第 143 条第 1 項の登録を受けたいので、同項の規定により、次のとおり申請します。

1　登録を受けようとする第 90 条第 1 項の区分並びに第 90 条の 2 の告示で定める区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び校正測定能力

2　計量器の校正等の事業を行う事業所の名称及び所在地

3　計量法関係手数料令別表第 1 第 12 号の適用の有無

備考

1　用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 列 4 番とすること。

2　申請書には、第 91 条各号の書類を添えて、正本 1 通を独立行政法人製品評価技術基盤機構に提出すること。

3　校正等の事業を恒久的施設及びそれ以外の場所において実施する場合は、それぞれその旨を記載して申請すること。ただし、これらを同時に申請する場合は、1 件として申請することができる。

4　現に登録された事業所の所在地の変更（住居表示の変更を除く。）、計量器等の種類の追加、校正範囲の拡大又は校正測定能力を示す不確かさを小さくする場合には、登録証を添付して申請すること。

5　すでに機構に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、その旨を記載すること。

6　登録の際に、計量法関係手数料令別表第 1 第 12 号の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、「第 91 条の 5 の書類」を具体的に記載し、添付すること。

様式第 81 の 2（第 91 条の 3 関係）

登録更新申請書

年　月　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構　殿

住所
氏名又は名称及び法人に
あっては代表者の氏名

計量法第 144 条の 2 第 1 項の登録の更新を受けたいので、同項の規定により、次のとおり申請します。

1　登録年月日及び登録番号

2　登録の更新を受けようとする第 90 条第 1 項の区分並びに第 90 条の 2 の告示で定める区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び校正測定能力

3　計量器の校正等の事業を行う事業所の名称及び所在地

4　計量法関係手数料令別表第 1 第 13 号の適用の有無

備考

1　用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 列 4 番とすること。
2　申請書には、第 91 条各号の書類を添えて、正本 1 通を独立行政法人製品評価技術基盤機構に提出すること。
3　現に登録した第 90 条第 1 項の区分中で、計量器等の種類の追加、校正範囲の拡大、校正測定能力を示す不確かさを小さくする場合には記載すること。
4　計量器の校正等の事業を行う事業所の所在地を変更する場合は、記載すること。
5　すでに機構に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、その旨を記載すること。
6　登録の更新の際に、計量法関係手数料令別表第 1 第 13 号の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、「第 91 条の 5 の書類」を具体的に記載すること。

様式第 82（第 92 条関係）

記載事項変更届

年　月　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構　殿

住所
氏名又は名称及び法人に
あっては代表者の氏名

下記のとおり変更があったので、計量法施行規則第 92 条第 1 項の規定により、届け出ます。

1　変更のあった事項

2　変更の事由

備考
1　用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 列 4 番とすること。

2　登録年月日及び登録番号について記載すること。

様式第 82 の 2（第 92 条関係）

事業譲渡証明書

年　月　日

譲渡者　住所
　　氏名（名称及び代表者の氏名）
譲受者　住所
　　氏名（名称及び代表者の氏名）

上記の者の間で下記の登録に係る事業の全部の譲渡が　年　月　日にありましたことを証明します。

記

1　第 90 条第 1 項の区分並びに第 90 条の 2 の告示で定める区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び校正測定能力

2　登録年月日及び登録番号

3　申請をした者の氏名又は名称及び住所

4　計量器の校正等の事業を行う事業所の名称及び所在地

備考

1　用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 列 4 番とすること。

2　地位を承継した事実を証する書面及び承継された事業所に係る登録証を添付すること。

様式第 82 の 3（第 92 条関係）

事業承継証明書

年　月　日

被承継者　住所
氏名(名称及び代表者の氏名)
承継者　住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

上記の者の間で分割によって下記の登録に係る事業の全部の承継が　年　月　日にありましたことを証明します。

記

1　第 90 条第 1 項の区分並びに第 90 条の 2 の告示で定める区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び校正測定能力

2　登録年月日及び登録番号

3　申請をした者の氏名又は名称及び住所

4　計量器の校正等の事業を行う事業所の名称及び所在地

備考
1　用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ列４番とすること。
2　地位を承継した事実を証する書面及び承継された事業所に係る登録証を添付すること。

様式第 83（第 95 条関係）

事業廃止届

年　月　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構　殿

住所
氏名又は名称及び法人に
あっては代表者の氏名

下記の登録に係る事業は、　年　月　日に廃止したので、計量法第 146 条において準用する第６５条の規定により、届け出ます。

1　登録年月日及び登録番号

2　計量器の校正等の事業を行う事業所の名称及び所在地

3　第 90 条第 1 項の区分並びに第 90 条の 2 の告示で定める区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び校正測定能力

備考
1　用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ列４番とすること。
2　事業を廃止した事業所に係る登録証を添付すること。

様式第 92（第 96 条関係）

登録事業者報告書

年　月　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構　殿

報告者　住所
氏名又は名称及び法人に
あっては代表者の氏名

計量法施行規則第 96 条の規定により、次のとおり報告します。

1　事業所の名称等

年　度	計量器の校正等の事業を行う事業所の名称	登録年月日及び登録番号

2　校正等を行った件数等

第 90 条第 1 項の区分	計量器の校正等を行った件数	証明書の発行件数

証明書を付して販売し、又は貸し渡した計量器又は標準物質の種類	数量

3　校正事業に使用する計量器又は標準物質の区分ごとの種類等

計量器等の種類	数量	証明書の発行番号及び発行年月日

備考

1　用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ列４番とすること。

2　2 項については、特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質により計量器の校正等を行った場合と、それ以外のものによって計量器の校正等を行った場合を分けて記載すること。

3　3 項については、特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質とそれ以外のものを分けて記載すること。

様式第 99 の 2（第 136 条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構　殿

住所
氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

計量法(又は計量法施行規則)第　　条第　　項の規定による申請(、届出又は報告)に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

1　電磁的記録媒体に記録された事項

2　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考

1　用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2　法令の条項については、当該申請(、届出又は報告)の適用条文名を記載すること。

3　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2 枚以上の電磁的記録媒体を提出する時は、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該申請(、届出又は報告)の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

5　電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載すること。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

6　該当事項がない欄は、省略すること。

（５）計量法施行規則第 90 条の 2 ただし書に基づく校正手法を定める件（計量法施行規則第 90 条の 2 ただし書に基づく校正手法を定める公示（令和 8 年 4 月 1 日））

計量法施行規則（以下「規則」という。）第 90 条の 2 ただし書に基づき、重要な部分において異ならない校正手法として定める区分であって、二以上の計量器等の区分を同時に申請する場合に一区分として扱うものは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄の各号に掲げる校正手法とする。

規則第 90 条第 1 項の区分	校正手法の区分
一	一　長さの計量器のうち波長の計量器を、長さ用の光源である標準器（標準となる計量器をいう。以下この表において同じ。）との比較により校正する手法
	二　長さの計量器のうち一次元の寸法のもの（前号及び次号に掲げるものを除く。）を、長さ用の光源である標準器又は一次元の寸法の標準器との比較により校正する手法
	三　長さの計量器のうち距離のものを、距離の標準器若しくは長さ用の光源である標準器との比較又は長さ以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
	四　長さの計量器のうち二次元以上の形状のものを、二次元以上の形状の標準器、長さ用の光源である標準器又は一次元の寸法の標準器との比較により校正する手法
二	一　質量を実現する計量器を、質量を実現する標準器との比較により校正する手法
	二　質量を測定する計量器を、質量を実現する標準器との比較により校正する手法
三	一　時間、周波数又は回転速度の計量器（次号に掲げるものを除く。）を、時間又は周波数の標準器との比較により校正する手法
	二　光の周波数の計量器を、光の周波数の標準器との比較により校正する手法
四	一　温度の計量器のうち接触式のものを、温度の標準器との比較により校正する手法
	二　温度の計量器のうち非接触式のものを、温度の標準器との比較により校正する手法
五	光度、放射強度、光束、輝度及び照度の計量器を、これらの量の標準器との比較又は複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
六	角度の計量器を、角度の標準器との比較又は角度以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
七	体積の計量器のうち内部に保持し又は外部に排出した液体の体積のものを、液体の体積の標準器との比較又は体積以外の複数

	の物象の状態の量の測定により校正する手法
八	角速度の計量器を、角速度の標準器との比較又は角速度以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
九	速さの計量器のうち物体の速さのものを、物体の速さの標準器との比較又は速さ以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
十	一　速さの計量器のうち気体の流速のものを、気体の流速の標準器との比較により校正する手法
	二　速さの計量器のうち液体の流速のものを、液体の流速の標準器との比較又は速さ以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
	三　質量流量又は流量の計量器のうち気体の体積流量又は質量流量のものを、気体の体積流量又は質量流量の標準器との比較により校正する手法
	四　質量流量若しくは流量の計量器のうち液体の体積流量若しくは質量流量のものを、液体の体積流量若しくは質量流量の標準器との比較又はこれらの量以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
十一	一　加速度の計量器のうち振動又は動的な加速度のものを、振動若しくは動的な加速度の標準器との比較又はこれらの量以外の物象の状態の量に測定により校正する手法
	二　加速度の計量器のうち静的な加速度のものを、静的な加速度の標準器との比較又は加速度以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
十二	一　規則第 90 条第 1 項第十二号に掲げる量の計量器のうち直流のもの、交流のもの又は直流及び交流のもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）を、同号に掲げる量の標準器との比較又は同号に掲げる量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
	二　規則第 90 条第 1 項第十二号に掲げる量の計量器のうち電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量又は皮相電力量に関するものを、同号に掲げる量の標準器との比較又は同号に掲げる量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
	三　規則第 90 条第 1 項第十二号に掲げる量の計量器のうち静電容量、インダクタンス、その他の交流の低周波インピーダンスに関する量のものを、同号に掲げる量の標準器との比較又は同号に掲げる量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
十三	一　規則第 90 条第 1 項第十三号に掲げる量の計量器（次号及び第三号に掲げるものを除く。）を、これらの量の標準器との比較又はこれらの量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
	二　規則第 90 条第 1 項第十三号に掲げる量の計量器のうちレー

	ザパワーに関する量のものを、これらの量の標準器との比較又はこれらの量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
	三　規則第 90 条第 1 項第十三号に掲げる量の計量器のうち電磁界に関する量のものを、これらの量の標準器との比較又はこれらの量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
十四	一　密度の計量器のうち固体の密度を実現するものを、固体の密度の標準器との比較又は密度以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
	二　密度の計量器のうち液体の密度を実現するものを、固体若しくは液体の密度を実現する標準器又は液体の密度を測定する標準器との比較により校正する手法
	三　密度、濃度又は比重の計量器のうち液体のこれらの量を測定するもの（第四号に掲げるものを除く。）を、これらの量の標準器との比較又はその他の物象の状態の量の測定により校正する手法
	四　密度、濃度又は比重の計量器のうち細管の振動周期から液体のこれらの量を測定するものを、液体の密度の標準器との比較により校正する手法
	五　屈折度の計量器のうち屈折率を実現する計量器を、屈折率の標準器との比較又は屈折度以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
	六　屈折度の計量器のうち屈折率を測定する計量器を、屈折率の標準器との比較又は屈折度以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
十五	一　力を測定する計量器を、力を実現する標準器との比較又は力以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
	二　力を実現する計量器を、力の標準器との比較又は力以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
十六	一　力のモーメントを測定する計量器を、力のモーメントを実現する標準器との比較又は力のモーメント以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
	二　力のモーメントを実現する計量器を、力のモーメントを測定する標準器との比較又は力のモーメント以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
十七	一　圧力の計量器のうち気体又は液体の圧力のもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）を、圧力の標準器との比較により校正する手法
	二　圧力を測定する計量器のうち真空の圧力のものを、真空の圧力の標準器との比較により校正する手法
	三　圧力を実現する計量器のうち圧力に関するリークの量を実

	現するものを、リークの標準器との比較、複数の物象の状態の量の測定又は複数の物象の状態の量の測定に基づく値との比較により校正する手法
十八	一　粘度又は動粘度を実現する計量器を、粘度若しくは動粘度の標準器との比較又は粘度若しくは動粘度以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
	二　粘度又は動粘度を測定する計量器を、粘度又は動粘度の標準器との比較により校正する手法
十九	熱量を測定する計量器に用いる標準物質を、熱量の標準物質との比較により値付けする手法
二十	熱伝導率の計量器のうち断熱材の熱伝導率のものを、熱伝導率以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
二十一	一　音響パワーの計量器のうち水中超音波の音響パワーのものを、水中超音波の音響パワーの標準器との比較又は音響パワー以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
	二　音響パワー又は音圧レベルの計量器のうち空気中の音響パワー又は音圧レベルのものを、空気中の音響パワー又は音圧レベルの標準器との比較により校正する手法
	三　音圧レベルの計量器のうち水中超音波の音圧を測定するものを、水中超音波の音圧を測定する標準器との比較又は音圧レベル以外の物象の状態の量の測定により校正する手法
二十二	一　気体中の化学成分の濃度を測定する計量器に用いる標準物質を、気体中の化学成分の濃度の標準物質との比較により値付けする手法
	二　液体の濃度のうちピーエッチの値を測定する計量器に用いる標準物質を、液体のピーエッチの値の標準物質との比較により値付けする手法
	三　液体中の化学成分の濃度を測定する計量器に用いる標準物質を、液体中の化学成分の濃度の標準物質との比較により値付けする手法
二十三	一　規則第 90 条第 1 項第二十三号に掲げる量（放射能、放射能面密度及び放射能濃度を除く。）の計量器のうちエックス線の強度のもの（第十号に掲げるものを除く。）を、エックス線の強度の標準器との比較により校正する手法
	二　規則第 90 条第 1 項第二十三号に掲げる量（放射能、放射能面密度及び放射能濃度を除く。）の計量器のうちガンマ線の強度のものを、ガンマ線の強度の標準器との比較により校正する手法
	三　規則第 90 条第 1 項第二十三号に掲げる量（放射能、放射能面密度及び放射能濃度を除く。）の計量器のうちベータ線の強度のものを、ベータ線の強度の標準器との比較により校正する

	手法
	四　放射能、放射能面密度及び放射能濃度の計量器のうちエックス線又はガンマ線のもの（第六号に掲げるものを除く。）を、エックス線又はガンマ線の標準器との比較により校正する手法
	五　放射能、放射能面密度及び放射能濃度の計量器のうちアルファ線又はベータ線のもの（第六号に掲げるものを除く。）を 、アルファ線又はベータ線の標準器との比較により校正する手法
	六　放射能、放射能面密度及び放射能濃度の計量器のうち放射性ガスのものを、放射性ガスの標準器との比較により校正する手法
	七　規則第 90 条第 1 項第二十三号に掲げる量の計量器のうち熱中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率のものを、熱中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率の標準器との比較により校正する手法
	八　規則第 90 条第 1 項第二十三号に掲げる量の計量器のうち速中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率のものを、速中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率の標準器との比較により校正する手法
	九　規則第 90 条第 1 項第二十三号に掲げる量の計量器のうち中性子放出率のものを、中性子放出率の標準器との比較により校正する手法
	十 規則第九十条第一項第二十三号に掲げる量（放射能、放射能面密度及び放射能濃度を除く。）の計量器のうち高エネルギー加速器で発生した光子線又は電子線の強度のものを、高エネルギー加速器で発生した光子線又は電子線の強度の標準器との比較により校正する手法
二十四	一　硬さの計量器のうちロックウェル硬さのものを、ロックウェル硬さの標準器との比較又は硬さ以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
	二　硬さの計量器のうちビッカース硬さのものを、ビッカース硬さの標準器との比較又は硬さ以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
	三　硬さの計量器のうちブリネル硬さのものを、ブリネル硬さの標準器との比較又は硬さ以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法
二十五	衝撃値の計量器のうちシャルピー衝撃値のものを、シャルピー衝撃値の標準器との比較又は衝撃値以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法

二十六	湿度の計量器を、湿度の標準器との比較又は湿度以外の物象の状態の量の測定により校正する手法